

医薬品の採用のながれ

① 薬価収載（医薬品の院内紹介は収載日以降）

後発医薬品、バイオ後続品を除く新薬について、薬価収載後は院内各診療科への紹介が可能です（宣伝許可は実施せず）。

② 採用申請（締切：薬事委員会の前月20日）

診療科から薬事委員会へメール等による申請が必要です。

③ 申請の受理（審議用資料の請求）

薬事委員会が採用申請書を受理した後、販売会社へ審議用の資料を請求させていただきます。

④ ヒアリング

採用検討薬の中からヒアリングをお願いさせていただくことがあります。必要に応じて薬剤部からご連絡いたします。

⑤ 医薬品採用検討会（毎月第1木曜日）

薬剤部内で事前の検討会を開催します。

⑥ 薬事委員会（毎月第3木曜日）

薬事委員会にて採用について審議します。

⑦ 処方受付開始（薬事委員会の翌月1日）

同効薬との切替の場合は、従来品の在庫が終了した後、新規採用薬の処方受付を開始します。